

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十四号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十二条第六項後段」を「第三十二条第七項後段」に改める。

第十三条の二の見出し中「特例」の下に「の適用」を加え、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十三条の三第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十四条中「第三十二条第七項」を「第三十二条第八項」に改める。

第四十条第二項中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

第四十二条の見出し中「売りさばき」を「売りさばき等」に改め、同条中「納税証紙は、」の下に「知事の指定を受けた者（以下「納税証紙売りさばき人」という。）並びに」を加え、同条に次の八項を加える。

2 前項の指定を受けようとする者は、納税証紙売りさばき人指定申請書（次項において「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により納税証紙売りさばき人を指定したときは、指定申請書を提出した者に対し、その旨を納税証紙売りさばき人指定通知書（次項及び第六項において「指定通知書」という。）により通知するものとする。

4 納税証紙売りさばき人は、その氏名又は名称、売りさばき場所等を変更しようとするとき、又は売りさばきを廃止しようとするときは、あらかじめ指定通知書を添えて納税証紙売りさばき人指定事項変更届（次項において「変更届」という。）又は納税証紙売りさばき廃止届（第九項において「廃止届」という。）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、変更届の提出があつたときは、その変更に係る事実を確認し、指定に係る事項の変更を行うものとする。この場合においては、第三項の規定を準用する。

6 納税証紙売りさばき人は、その売りさばき場所の見やすい場所に指定通知書若しくは前項において準用する第三項の規定による通知に係る書面又はこれらの写

しを掲げなければならない。

7 知事は、納税証紙売りさばき人が次のいずれかに該当するときは、納税証紙売りさばき人の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定に違反したとき。

二 その他納税証紙売りさばき人として不適当と認めたととき。

8 知事は、前項の規定により納税証紙売りさばき人としての指定を取り消したときは、納税証紙売りさばき人指定取消通知書により当該取消しに係る者に対し通知するものとする。

9 知事は、第一項の規定により納税証紙売りさばき人を指定したときは、直ちにその旨を告示するものとする。指定を取り消し、若しくは変更し、又は廃止届が提出されたときも、同様とする。

第四十二条の次に次の二条を加える。

(納税証紙売りさばき手数料)

第四十二条の二 納税証紙売りさばき人に対しては、買い受けた納税証紙の額面金額に千分の十の率を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額を、売りさばき手数料として交付する。

(納税証紙の買受け等)

第四十二条の三 納税証紙売りさばき人は、納税証紙を買い受けようとするときは、納税証紙交付請求書を税務課長に提出し、買い受けようとする納税証紙の証紙代金(納税証紙の額面金額から前条の規定により交付されるべき売りさばき手数料に相当する額を控除した金額をいう。次項及び次条において「証紙代金」という。)を納付しなければならない。

2 税務課長は、証紙代金の納付があつたときは、納税証紙受領書と引換えに納税証紙交付書及び納税証紙を交付しなければならない。

第四十三条中「又は廃止されたとき」を「若しくは廃止されたとき、又は第四十二条第七項の規定により納税証紙売りさばき人の指定が取り消されたとき」に改め、「額面金額」の下に「(納税証紙売りさばきに係るものにあつては証紙代金)」を加える。

第四十四条の表六十四の二号を次のように改める。

六十四の二

納税証紙売りさばき人指定申請書(第四十二条
第二項の申請書)

別記様式第六

十四号の二

第四十四条の表六十四の二の次に次の七号を加える。

二	六十四の二の 場合を含む。）の通知書	二	別記様式第六十四号の二の
三	六十四の二の 納税証紙売りさばき人指定事項変更届（第四十二 条第四項の変更届）	三	別記様式第六十四号の二の
四	六十四の二の 納税証紙売りさばき廃止届（第四十二條第四項 の廃止届）	四	別記様式第六十四号の二の
五	六十四の二の 納税証紙売りさばき人指定取消通知書（第四十 二条第八項の通知書）	五	別記様式第六十四号の二の
六	六十四の二の 納税証紙交付請求書（第四十二條の三第一項の 請求書）	六	別記様式第六十四号の二の
七	六十四の二の 納税証紙受領書（第四十二條の三第二項の受領 書）	七	別記様式第六十四号の二の
八	六十四の二の 納税証紙交付書（第四十二條の三第二項の交付 書）	八	別記様式第六十四号の二の

別記様式第六十四号の二を次のように改める。

別記様式第六十四号の二

納税証紙売りさばき人指定申請書	
年 月 日	
<p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: right;">申請人 住所又は所在地 氏名又は名称 ㊟</p> <p>納税証紙売りさばき人の指定を受けたいので、埼玉県税条例施行規則第4条第2項の規定により申請します。</p>	
納税証紙の 売りさばき場所	
売りさばき期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

別記様式第六十四号の二の次に次の七様式を加える。

別記様式第六十四号の二の二

納税証紙売りさばき人指定（変更）通知書	
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">様</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">埼玉県知事 印</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">年 月 日付けの納税証紙売りさばき人の指定の申請 指定事項変更の届出</div> <p>については、次のとおり指定したので通知します。 指定を変更</p>	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
指定事項又は変更後の指定事項	住所又は所在地
	氏名又は名称
	納税証紙の売りさばき場所

別記様式第六十四号の二三

納税証紙売りさばき人指定事項変更届	
年 月 日	
<p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: center;">納税証紙売りさばき人 住所又は所在地 氏名又は名称 ㊟</p> <p>年 月 日付で納税証紙売りさばき人について指定を受けた事項を、次のとおり変更するので届け出ます。</p>	
変 更 事 項	
変 更 の 理 由	
変更予定年月日	年 月 日
備 考	

別記様式第六十四号の二の四

納税証紙売りさばき廃止届	
年 月 日	
<p>(宛先) 埼玉県知事</p> <p style="text-align: center;">納税証紙売りさばき人 住所又は所在地 氏名又は名称 ㊟</p> <p>年 月 日付けで指定を受けた納税証紙の売りさばきを次の とおり廃止するので届け出ます。</p>	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
備考	

別記様式第六十四号の二の五

納税証紙売りさばき人指定取消通知書	
年 月 日	
様	
埼玉県知事 印	
年 月 日付けで行った納税証紙売りさばき人としての指定を、次の理由により取り消します。	
指定取消年月日	年 月 日
理 由	

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。また、前記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、処分取消しの訴えを提起することもできます。処分取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第六十四号の二の六

納税証紙交付請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県総務部税務課長

納税証紙売りさばき人

住所又は所在地

氏名又は名称

⑨

下記のとおり納税証紙の交付を請求します。

記

納税証紙の種類	枚 数	金 額 (円)
16,500円納税証紙		
11,000 "		
8,200 "		
5,500 "		
4,100 "		
2,700 "		
計		

別記様式第六十四号の二の七

納税証紙受領書

年 月 日

(宛先)

埼玉県総務部税務課長

納税証紙売りさばき人

住所又は所在地

氏名又は名称

㊞

下記のとおり納税証紙を受領しました。

記

納税証紙の種類	枚 数	金 額 (円)
16,500円納税証紙		
11,000 "		
8,200 "		
5,500 "		
4,100 "		
2,700 "		
計		

別記様式第六十四号の二の八

納税証紙交付書

年 月 日

様

埼玉県総務部税務課長 印

下記のとおり納税証紙を交付します。

記

納税証紙の種類	枚 数	金 額 (円)
16,500円納税証紙		
11,000 "		
8,200 "		
5,500 "		
4,100 "		
2,700 "		
計		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十三条及び第十四条の改正規定 平成三十年四月一日
- 二 第四十条第二項の改正規定 平成三十一年一月一日